

東備西播定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第1条 東備西播定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に当たり必要な検討を行うため、「東備西播定住自立圏共生ビジョン懇談会」(以下「懇談会」という。)を設置する。

(構成員)

第2条 懇談会は、東備西播定住自立圏の形成に関する協定書に掲げられた分野の関係者等30人以内をもって構成する。

(役員)

第3条 懇談会に座長及び副座長各1人を置く。

2 座長及び副座長は、構成員の互選によって定める。

3 座長は会務を総理する。

4 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 懇談会の会議は、座長が招集し、主宰する。

2 懇談会は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、総務部企画課において東備西播定住自立圏形成推進協議会事務局と連携及び調整をして行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月14日から施行する。